

令和 7 年度 大洗町立南中学校いじめ防止基本方針



**いじめ
しない
させない
見逃さない**

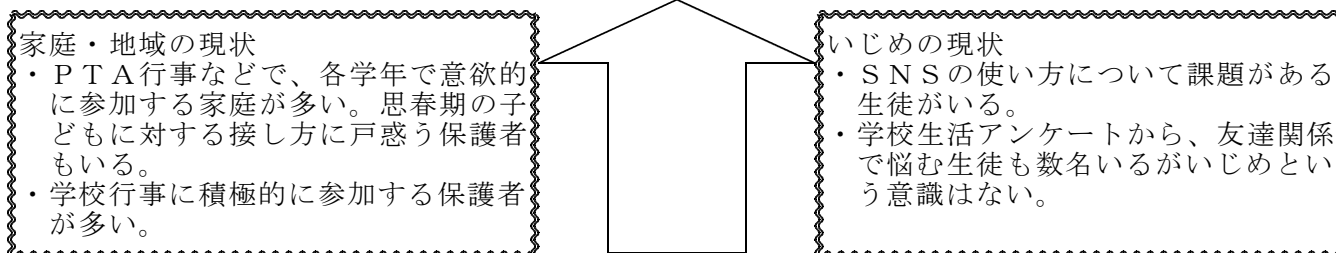
大洗町立南中学校 生徒指導部

令和7年度大洗町立南中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止のための基本姿勢

いじめの未然防止・早期発見・早期解決

- **いじめの未然防止**のために、生徒に学習に対する達成感・成就感を味あわせるとともに生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む授業を推進します。また、生徒一人一人に居場所があり、温かな人間関係が築ける学校、学級経営に努めます。
- **いじめの早期発見**のために、アンケートやチェックリスト、教育相談等の様々な手段で生徒一人一人の悩みや不安に応じ、**いじめの早期解決**のために、組織的対応に努めると共に、当該生徒の安全を保証します。さらに、各種団体や専門家と連携すると共に、学校と家庭が協力して取り組んでいきます。
- **校内研修体制**を充実させ、いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上に努めます。



組織（概要）

○運営委員会 随時 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭	・気になる生徒について情報の交換 ・今後の対応について共通理解 ・行動についての話し合い ・学校生活アンケート・チェックリストの活用
○校務会 随時（月1回開催） ・全職員	
○生徒指導部員会（週1回開催） ・生徒指導主事、各学年生徒指導担当	
○いじめ防止対策委員会 随時 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭等	・いじめ防止の取組や計画の実践・検証、改善策の検討 ・いじめ防止、早期発見・早期対応のための研修会の実施
○いじめ対応チーム（発生時） 管理職、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、学年担当、養護教諭、（特別支援教育コーディネーター）、（部活顧問）等	・いじめ問題の早期解決に向けての対応 ・対応の役割分担

計画（概要）

4月	本年度のいじめ対策方針、指導体制確認 校内研修「 いじめの定義 について」、「配慮を要する生徒への対応」 学校生活アンケート・面談	9月	いじめ防止教室（学級活動） 学校生活アンケート・面談
5月	校内研修（小中合同）「いじめの初期対応、重大事態について」、「配慮を要する生徒への対応」 学校生活アンケート・面談	10月	人権標語の作成 校内授業研究会 学校生活アンケート・面談
6月	学校生活アンケート・面談 いじめ防止教室（学級活動）	11月	学校生活アンケート・面談、 学校評価の実施、教育実践研究発表大会
7月	情報モラル教室「インターネット、SNSによるトラブルの防止」 薬物乱用防止教室 学校生活アンケート・面談 生活を振り返ってのアンケート 学校評価の結果分析と検討	12月	学校評価の結果分析と検討 学校生活アンケート・面談 生活を振り返ってのアンケート
8月	校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 「気になる生徒の共通理解」（Q-Uテストの結果分析）	1月	いじめ防止教室（学級活動） 学校生活アンケート・面談
		2月	学校生活アンケート・面談
		3月	学校生活アンケート・面談 生活を振り返ってのアンケート 来年度へ向けての方針、指導体制の見直し

【いじめの未然防止のための取組】

1 基本的な考え方

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感を味わわせ、**自律**を促し**自己有用感**を高め、**自尊感情**を育てられるように努める。また、生徒一人一人に**居場所**があり、集団への所属感を感じられるような温かな人間関係が築ける学校、学級経営に努める。

道徳の時間には人権や命の大切さについての指導を充実すると共に、**他者への思いやり**をもち、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、学校教育活動全体を通じて指導する。加えて、**見て見ぬふり**をすることや知らん顔をすることも「傍観者」となり、いじめに加担していることになることを学ばせる。

2 具体的な取組

(1) **自律**を促し、**自己有用感**を高め、**自尊感情**を育てると共に、**他者への思いやり**をもたせる教育活動の推進

① **話し合い活動**を通して生徒が主体となって学ぶ授業づくり

生徒と生徒、または生徒と教師のコミュニケーションを通して、お互いの考えを述べたり、聞いたりすることで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにする。授業研究を行い、すべての生徒がわかりやすいよう発問や指導方法を工夫することにより、積極的に学習に取り組めるようにする。

② **一人一人が活躍できる学習活動**

生徒一人一人の活躍の場を意図的、計画的に設定し、それにより**自律**を促し**自己有用感**を高めるため、以下の教育活動を推進する。

- ・生徒企画の**ボランティア活動**の充実
- ・生徒の自発的な活動によるサークル活動の充実
- ・生徒が主体となっていじめ防止について考える学級活動の設定（人権標語作成等）

③ **人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動**

学級活動等で**構成的グループエンカウンター**を有効に活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、**自尊感情**を育み明るく楽しい学校生活を送るための基礎を培う。

④ **人とつながる喜びを味わう体験活動**

学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間等において、友達と分かり合える楽しさやうれしさを共有したり、自分や相手の思いを相互に交流させる場を設けたりするなど、体験を通して**他者への思いやり**をもたせる教育活動を推進する。

(2) **居場所づくり**と、**温かな人間関係**が築ける学校、学級経営

① **朝のあいさつ運動**の実施

毎日の登校時間に、生徒会の本部役員や落ち葉掃きボランティアの生徒、教師が正門や昇降口に立ちあいさつをする。全校生徒が気持ちのよいあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の一日のスタートとする。

保護者に協力を依頼し、共に定期的にあいさつ運動に参加してもらう。

② **縦割り活動**

給食、清掃、サークル活動、学校行事などを通して、交流のあまりない学年の子と共に過ごすことで、顔見知りや友達を増やし、仲間づくりの基礎を培う。そして、学年をこえた学校集団という意識を育む。

③ **人権集会**の実施

人権意識啓発活動の一環として学級目標や**いじめ防止標語**の発表等を行い、生徒が主体となって良好な人間関係を構築する。

④ **道徳授業充実**

日々の道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実道徳の授業公開等を通して、心と心の連携を図る。

⑤ **校内環境の整備**

校内に**いじめ防止**、**人権啓発ポスター**を設置し、普段からいじめや人権に対し意識して生活できるようにする。

⑥ **いじめ防止教室**

専門講師の講話、学級活動等を通して、情報モラルの向上を図り、携帯電話によるトラブルやネットいじめの防止に努める。

⑦ **教育相談体制の充実**

生徒が安心して教師と相談できるように、日々の生活から生徒との**信頼関係**を築き、また秘密を守れる相談の場の設定し、組織的に対応する。また、親との二者面談や、生徒や親がスクールカウンセラーのカウンセリングを受けることのできる機会を設定する。

⑧ **特別支援体制の充実**

ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング、アンガーマネジメント等を積

極的に取り入れ、個に応じた対応ができるようにする。

【早期発見・早期解決に向けての取組】

1 基本的な考え方

いじめは、未然防止と同様に早期に発見し、早期に対応することが重要である。そのために、様々な手段を講じる必要がある。また、いじめの早期解決のために、組織的に対応すると共に、当該生徒の安全を保証する。

また、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携すると共に、収束に向かう過程においても、学校は家庭との連携を密にし、協力して該当生徒の健全な成長に努める。

2 具体的活動

(1) いじめの早期発見のために、生徒一人一人の悩みや不安に応じる様々な手段

① 日常的な観察の重視

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。このことにより、生徒の小さな変化を見逃さないようにし、気になればすぐに声をかけるように努める。

② 小さな変化への組織的観察

おかしいと感じた生徒、気になる生徒がいた場合には学年・ブロックや生徒指導委員会等の場において観察結果について、素早く情報を共有し、担当学年教員だけでなく、関われる教員が組織的に役割分担し、より多くの目で当該生徒を見守り、観察する。

③ 教育相談活動への導入

変化が見られたと認識した場合には、教員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。初期的な段階であっても、組織的な対応を行い、役割分担をしながら早期対応に努める。

④ 「学校生活に関するアンケート」の実施

「学校生活に関するアンケート」を毎月末に実施する。この中で気になる回答をした生徒に早期に教育相談を実施すると共に、組織的に観察を開始する。また、それぞれの回答に対応できるように、対応する組織を構成し、対応策についての共通理解、ケース会議を通して役割分担をして、素早く問題解決に取り組めるようにする。

⑤ 校内オンライン相談窓口の設置

校内オンライン相談窓口を設置し、不安や悩みを抱える生徒が、タブレットや携帯電話・スマートフォンを利用して、相談したい先生に気軽に相談できるようにする。

⑥ 休み時間、昼休み等の校内巡回の実施

教師は、授業開始時間前には教室で生徒を出迎えるようにし、休み時間の生徒の行動を見守る。また、昼休みには校内の巡回を行い、生徒の様子を日々、観察する。気付いたことがあれば、学年会や運営委員会や校務会での教員間での共通理解を図れるようにする。

(2) いじめの早期解決のための組織的対応と当該生徒の安全の保証

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対応チームを編成し学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめられている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

① 気になる生徒がいるときには学校と家庭で連携を取り、教育相談を実施すると共に、組織的な観察を開始する。

② 学校評価を行い、各家庭の考えや意見を取り入れるなど学校と家庭との連携しながら、いじめの防止対策に努める。

③ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。特に、深刻と思われるいじめが起きた場合には、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

④ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を紹介する。

【いじめ防止のための取組年間計画】

月	教師	生徒・保護者
4月	○学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○校内研修「いじめの定義について」、「配慮を要する生徒への対応」 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○生徒集会（新入生歓迎会） ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【保護者会】
5月	○校内研修（小中合同）「いじめの初期対応、重大事態について」、「配慮を要する生徒への対応」 ○携帯電話についてのアンケートの実施 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○家庭用チェックリスト（生徒指導だより） ○朝の挨拶運動 ○小中学校の情報連携のための連絡会の開催
6月	○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○校内授業研究会	○行事を通した人間関係づくり【校外学習（2年）】 ○行事を通した人間関係づくり【修学旅行（3年）】 ○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない①～いじめって何？～」
7月	○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○情報モラル教室「インターネット、SNSによるトラブルの防止」	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○情報モラル教室「インターネット、SNSによるトラブルの防止」（教員・生徒向け） ○薬物乱用防止教室
8月	○校内研修「いじめの早期発見早期対応」「気になる生徒の共通理解」 ○いじめ防止対策委員会	
9月	○小研修会【校務会】 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない②～いじめをなくす～」
10月	○教育相談（三者面談、二者面談） ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○校内授業研究会 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○行事を通した人間関係づくり【必翔祭】 ○いじめ防止標語の作成【学級指導】 ○朝の挨拶運動
11月	○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○教育実践研究発表大会	○人権意識啓発活動（いじめ防止標語の発表） ○朝の挨拶運動
12月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○朝の挨拶運動
1月	○小研修会【校務会】 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習（1年）】 ○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない③～私にできること～」 ○朝の挨拶運動
2月	○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回	○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【新入生保護者説明会】 ○朝の挨拶運動
3月	○記録整理、上学年への引継ぎ情報の作成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催 ○生徒の観察とチェックリストの確認及び校内巡回 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○朝の挨拶運動

【校内研修体制】

1 本年度研修計画

(1) 本年度研修の重点

- ・本校のいじめに関する実態と課題を知り、本校のいじめ防止基本方針、計画についての理解を深める。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための指導力、対応力の向上に努める。

(2) 研修年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	①②	②③			④⑤							

①いじめの定義に関する内容

②生徒の共通理解に関する内容

③いじめを受けた生徒・いじめをした生徒への対応

④教育相談に関する内容

⑤いじめの総括的内容

(3) 4月の具体的な研修

①研修目的 「いじめの定義」、「配慮を要する生徒」の確認

②研修日時 4月 日 ()

③研修内容 「いじめ防止基本方針」、「配慮を要する生徒」について全職員の共通理解といじめ問題に対する意識の向上

④その他

(4) 5月の具体的な研修

①研修目的 「いじめの初期対応、いじめ重大事態について（仮）」、「配慮を要する生徒への対応」4月の教育相談（二者面談を踏まえて）全職員での共通理解

②研修日時 5月12日（月）

③研修内容 いじめの初期対応と重大事態について全職員の共通理解といじめ問題に対する意識の向上

④その他

(5) 8月の具体的な研修

①研修目的 いじめに対する指導力、対応力の向上（いじめの定義といじめ関係の法令）

②研修日時 8月 日 ()

③研修内容 いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイントに関する研修

④その他

※校内資料

【極めて深刻ないじめが起こった場合の対応】

1 極めて深刻ないじめ（重大事態）とは

- | | |
|---|---|
| 一 | いじめにより当該学校に在籍する生徒の <u>生命、心身又は財産に重大な被害</u> が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| 二 | いじめにより当該学校に在籍する生徒が <u>相当の期間学校を欠席</u> することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
| ※ | 「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。
(令和6年8月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン〈一部〉」) |

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患をした発症した場合
- などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(年間30日に到達する前の早い段階から対応を開始する)

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(令和6年8月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン〈一部〉」)

※調査とは、主に聴き取りによる調査を想定。

聴取の対象者は、当該生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する生徒等が想定される。

聴取内容は、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。

重大事態の発生から、1か月以内を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめ、報告する。

2 校内の体制と情報の集約

(1) 組織の構成

全職員が事態に対し共通認識、共通理解し、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして重大事態の対応にあたる。調査組織を結成し、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

調査組織には、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(2) 職員の役割分担

- | | |
|--------|---|
| 全職員 | … どんな些細なことでも、情報交換し共通認識と共通理解の徹底を図る。
調査結果を踏まえ、必要な措置、システムの改善、見直し等を行う。 |
| 校長 | … ○全職員の招集と役割分担
○重大事態対応チームの結成
○調査の方法、対象者の確認
○保護者説明会での保護者への説明
○報道関係者への対応と記者会見 |
| 教頭 | … ○町教育委員会への報告、相談
○学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ対応
○校長補佐 |
| 教務 | … ○全職員への共通認識、共通理解
○全職員への役割の周知
○PTAと連携 |
| 生徒指導主事 | … ○専門機関への連絡
○報告書の作成、教員間での共通理解の場の設定
○当該学年への協力、指導方針への助言・助力 |
| 当該学年主任 | … ○被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者への対応及び聴取 |

- 学年担当 ○他の同学年生徒への対応及び調査
- 調査結果の集約
- 養護教諭…○被害生徒又は保護者への聴取結果及び今後の支援策について説明
- 被害生徒への対応
- スクールカウンセラーとの連携
- 他学年…○他学年生徒への対応及び調査
- 指導方針の共通理解、当該学年への協力
- 他生徒の様子把握
- 事務、他職員…○来校者、電話の取り次ぎ

(3) 聴取等の情報収集

被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者、他生徒、教員等の聴取等の情報収集を綿密に行い、全職員で事実確認を行う。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際に因果関係の特定を急ぐよりも客観的な事実関係を速やかに調査する。

被害生徒又は保護者に聴取結果及び今後の支援策について説明をする。また、希望する場合には、被害生徒又は保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができることを説明する。

(4) 町教育委員会との連携

報告及び相談し、連携をとって対応する。

(5) P T Aとの連携

P T A会長と連絡を取り相談し、事態の性質に応じて保護者への説明をする。また、今後の対応、措置についても説明する機会を設ける。

(6) 他生徒への対応

事態の性質に応じて、他生徒へ学級又は学年、全校集会を企画し、説明を行う。説明後は、生徒一人一人の様子をよく観察し、精神的なショックを受けた生徒等への心理的サポートをする。

(7) 心理的なサポート体制

いじめられている生徒、精神的なショックを受けた生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(8) 窓口の一本化

学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ対応については、情報の混乱回避のために窓口を一本化する。

報道関係者への対応と記者会見は、情報の混乱回避のために管理職以外の教員はインタビュー等への返答は避ける。

(9) 今後の対応

調査結果を踏まえ、必要な措置について全職員で検討し再発防止に努める。

3 その他

(1) 重大事態への対処 Q & A

Q 30日以上欠席生徒がいる場合、生徒、保護者から「重大事態に至った」との訴えがあった場合は、必ず重大事態として取り扱うのか。学校が判断する余地はあるのか。

A 必ず、重大事態として取り扱う。(調査の結果、いじめが確認されないということはあるが、重大事態の発生報告や調査自体を行わないという判断はない。)

Q 財産上の重大な被害とは、数百円の被害でも重大事態となるのか。

A こういったものも含め、生徒の目線に立って、いじめが発見された場合は迅速な対応が必要。被害が悪質、高額、継続的等のケースの場合は、重大事態として認識する。

Q 生徒または保護者が、いじめが悪化するなど、調査を望まない、または重大事態として扱ってほしくない意向がある場合は、学校が認識していても調査をしない、重大事態としないといった余地はあるのか。

A 調査は行わなければならない。生徒又は保護者の意向を踏まえて学校の教職員のみを調査対象とするなどの配慮をした上で、できる限りの調査をし、報告する。

いじめ防止対策のための校内体制

いじめ防止対策委員会 ・月1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭 ※必要に応じて、特別支援コーディネーター、学年担当、道徳主任、特活主任、SC等 〈内容〉 ・いじめ防止の取組や計画の実践・検証、改善策の検討 ・いじめ防止、早期発見・早期対応のための研修会の実施 ・いじめ防止教室の立案 ・チェックリストの確認と分析 ・学校生活アンケートの結果分析 ・学校評価での意見の検討 ※PDCAサイクルを活用し、未然防止、再発防止のために取組や計画を改善していく。	運営委員会 ・週1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、進路指導主事 〈内容〉 ・気になる生徒について情報の交換、対応 ・共通理解・行動についての話し合い 校務会 ・月1回開催 ・全職員 〈内容〉 ・気になる生徒の共通認識、共通理解、対応の確認 ・研修会の開催 ・学校生活アンケートの結果の確認 生徒指導部員会 ・必要に応じて随時開催 ・生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭 〈内容〉 ・気になる生徒について情報の交換、対応 ・共通理解・行動についての話し合い ・チェックリストの確認 ・学校生活アンケートの集計と分析
いじめ対応チーム ・いじめ問題発生時に編成 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、学年担当、養護教諭 ※必要に応じて、特別支援コーディネーター、部活動顧問、SC等 〈内容〉 ・いじめ問題の早期解決に向けての対応 校長 ○援助指導の方向性・方針について指導助言、決定 ○必要に応じた保護者との面接 ○関係機関（町教委、水教委、県教委）との連絡 教頭 ○町教委との連携→指導・助言・協力 ○保護者（加害・被害生徒）への事実報告と今後の対応方法について共通理解 教務主任 ○事実確認 ○全職員への共通認識・理解 生徒指導主事 ○事実の記録、報告書の作成 ○当該学年への協力 学年主任、担任、学年担当 ○被害生徒の保護、聴取 ○加害生徒への聴取、指導 ○関係生徒（傍観者等）への聴取、指導 ○被害生徒の保護者への連絡 ○加害生徒の保護者への連絡 養護教諭 ○SCとの連携 ○被害生徒のカウンセリング 学校は校長の方針に基づき組織としていじめへの対応を進める。一人の教師の思い込みや情報だけでなく、多面的に情報の収集に努め、校長が事態が収束したと判断するまでは、指導後の観察を要し、生徒の様子（被害生徒・加害生徒・全体の雰囲気）を、様々な教育活動の場面で観察する。	

いじめの未然防止システム



地域の見守りと声かけ

○多くの目で子どもを見守り、子どもの気になる言動や行動を見逃さず、毅然とした態度で指導する。

- ・登下校の様子
- ・休日の外での遊び
- ・夜間の様子
- ・地域行事での様子

○学校と綿密な連携を図る。

- ・学校評価委員会
- ・P T A連絡協議会
- ・交通安全指導

家庭の見守りと声かけ

○子どもとの会話

- ・学校のこと
- ・友達のこと

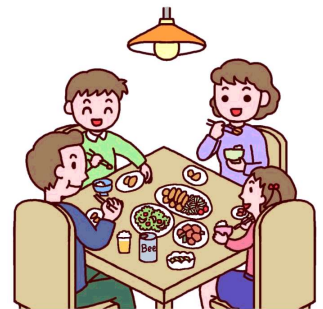
○家庭用チェックリストの活用

○持ち物や携帯電話の内容の確認

○生活習慣を規則正しく

○朝のあいさつ運動

○気になることがあれば、学校にすぐ相談



学校の見守りと声かけ

○多くの目で見守りと声かけ

- ・登下校…生徒指導、各学年担当
- ・授業…各教科の担当
- ・休み時間、昼休み…看護当番の先生
- ・給食の様子…各学年、生徒指導、養護教諭、管理職等
- ・部活…顧問、副顧問

○朝のあいさつ運動

○縦割り班活動

○人権集会の実施

○道徳授業の充実

○校内環境の整備

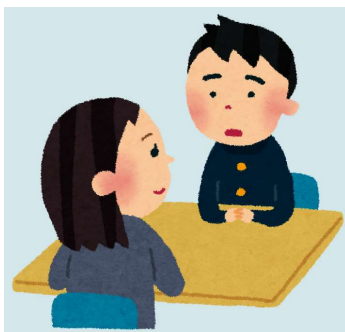
○いじめ防止教室の実施

○教育相談体制の充実

○チェックリストの活用

○学校生活アンケートの活用

○家庭や地域との連携



いじめの早期発見システム

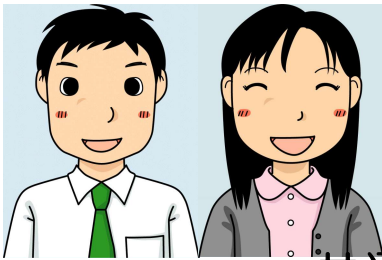
生徒

小さなSOSサインを見逃さない
気のせい？勘違い？と
思ってもまず声をかけよう

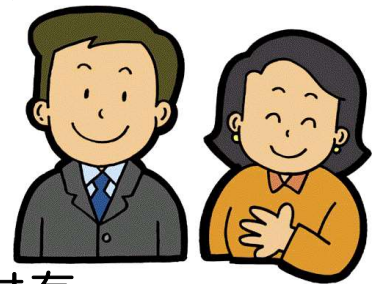


いつもと様子が違ったら
些細なことでも
声をかけよう

学校



家庭



共通認識 共通理解 情報の共有

- 観察
 - ・登校
 - ・授業
 - ・休み時間、昼休み
 - ・給食
 - ・保健室
- 学校生活アンケート
- 教育相談
- 校内巡回
- 悩み相談
 - ・本人又は周囲の訴え
- 家庭学習ノート等

- 家庭用チェックリスト
 - ・帰宅後の様子
 - ・朝の様子
 - ・持ち物（紛失、いたずら、落書き等）の確認
 - ・言葉遣いの変容
 - ・会話の内容の変化
- 悩み相談
 - ・本人の訴え
- 携帯電話の確認
- 外出の拒否
- 成績の低下

情報の提供 地域

- 登下校の様子・・・仲間に入れない。からかわれている。荷物を持たされている。帰らずに数人でたむろっている。
- 遊びの様子・・・年下の子と遊んでいる。グループの後ろを歩いている。
- 外での様子・・・夜遅い時間に出歩いている。学校の時間なのに歩いている。

いじめの早期解決システム

いじめの情報



事実確認の集約

- いつ、誰が、どのように、役割分担を決めて
※事実確認は個別対応で丁寧に、慎重に、速やかに
- ① 詳細な聴き取り（時間、場所、メンバー、様相）
 - ② いじめの構造と動機、背景を探る。
 - ③ 周囲の生徒からの聴き取り



情報の共有化

いじめ対応チームの結成

対応策を明確に
短期・中期・長期に分けての対応策を打ち出す。

短期…被害生徒のケア、インターネット等の書き込みの削除等

中期…加害生徒の指導、被害及び加害生徒の保護者への連絡等、町教委への近状報告と相談

長期…被害生徒の看護、傍観者への指導、再発防止措置、教職員の共通認識、共通理解



加害生徒の保護者

被害生徒の保護者

☆加害者・被害者の立場に立っての話し方
☆事実の報告
☆解決に向けた学校の取組への理解と協力依頼

◇来校していただく

- 「いじめは絶対に許されないこと」
「いじめをしてはいけないこと」
- 加害生徒も南中の大切な生徒であること、生活を立て直してほしいこと

- ※被害者側にいかなる理由があろうと、いじめでの解決はあり得ないという立場を明確にする。
- ※加害者側の考えについては、対応後に聞いていくようにする。

◇来校または家庭訪問

- 生徒の辛かった気持ちへの共感
- 「守る」ことの約束
- 今後の学校の援助指導に対する方向性について意見を伺う。

- ※指導後の学校での様子を報告
- ※指導後の家での様子を確認

加害生徒への指導

基本姿勢

- ①いじめ行為について、「絶対に許されないこと」を毅然とした態度で指導する一方で、生徒の欲求不満を受容し、心の安定へ変容するように努める。
- ②いじめ行為や他人を誹謗する言動は、どんな理由があっても正当ではなく、卑劣であることに十分に悟らせる。
- ③生徒の人権意識を育て、お互いの人権を大切に、助け合いの中で相手の心の痛みが分かるような感性が育つように指導する。

具体的対応

正確な事実確認 共感的・受容的対応

- いつ、どこで、誰が、誰に
- 何を、どのように、なぜ

指導の雰囲気作り

- アイスブレイク：共有的体験化対応
- 緊張、警戒心をほぐす
- 生徒の言葉に耳を傾ける

反応に応じた指導 積極的な対応

- 行動の背後にある原因、ストレス
- 不平不満をじっくり聞く

反省を促す指導 毅然とした態度での対応

- 何が悪いのか、過ちなのか
- 生徒が自ら反省する方向へ

反省を深化させる指導

- 自分自身を知り、相手の心の痛みを分からせる
- 今後の生活態度、心がけ

指導のまとめ 心地よい人間関係作り

- 謝罪と和解の援助
- 深い愛情をもった対応
- 皆と共に考えさせる指導

被害生徒への支援

基本姿勢

- ①弱い立場にある生徒の側に立ち、教師はその生徒を「守る」ことを約束し、常に援助する。（姿勢を見せる。）
- ②いじめられている要因となっている面の指導はしない。生徒の悩みを共感的に受け止め、心の安定を図り、自立できるよう支援する。
- ③安心して登校できるよう精神的にくじけないよう援助すると共に、周囲の生徒に被害生徒を受け入れていくよう指導し、思いやりのある暖かな学級の雰囲気作りに努める。

具体的対応

安心感を与える 誠実な態度

- 不安感、緊張感をときほぐす
- 語りかけて心を開かせる

気持ちを受け入れる 受容の姿勢

- 心の痛みを本人の立場になり理解する
- 繰り返しの手法で対話
生徒の話した内容を話し手の気持ちになって繰り返す

悩みを十分に聞く 共感的理解

- 悩みの明確化
- 欠点の指摘、否定的応答は避ける
- 非指示的対応

気持ちを安定させる 自立再生への動機付け

- いじめた生徒の反省している気持ちを伝え、いじめに対する毅然たる態度を示す
- 自ら立ち直る動機付けを示唆する

自信をもたせる 長所の助長

- 興味趣味について自由に話させる
- よさや持ち味を引き出し、自分を見るきっかけづくり

仲間作りへの援助 学級の雰囲気作り

- 和解の援助
- 教師全員で見守る
- 自己有用感の育成

周囲の生徒（傍観者等）への指導・支援

基本姿勢

- ①弱い立場にあるものの苦しみを理解させ、いじめに対して許さない気持ちを持ち、教師や親に伝えるなど対処できるよう指導する。
- ②いかなる理由でも一方向に人の心を傷つけること「いじめ」は、決して許されないということを徹底し、友だちのよい面を見つけ、お互いに認め合って生活することの心地よさに気付くよう指導する。
- ③被害生徒、加害生徒の立場や気持ちを理解させ、思いやりをもって受け入れる雰囲気作りをする集団が育つよう援助する。

具体的対応

いじめの状況把握 いじめを許さない真摯な態度

- いじめの認識の有無
- いじめを助長する雰囲気はないか

全体指導の可否の判断 いじめ再燃への可能性の判断

- 被害生徒の孤立感の深まりはないか
- 本人への排斥がひどくないか
- 本人、保護者の学校や担任への不信感が残っていないか

被害者を最優先する指導 いじめを解決する強い意志

- 被害生徒の気持ちをくみ取る指導
- 被害生徒、保護者に不安感を与えない姿勢
- 全体指導への被害生徒、保護者への理解

当事者としての意識化 毅然とした態度で対応

- いじめの構造や心理の指導
- 傍観者の果たす役割
- 被害生徒の心理理解

継続的指導のまとめ 思いやりある人間関係の育成

- 被害生徒、加害生徒を受け入れる雰囲気作り
- 正しいことが認められる雰囲気作り
- 悩みや困りごとが相互に出し合い、相談し合える学級、学年の集団作り
- 人の良さや努力が認め合える学校
- いじめの解決には、一定の解決が図られた後にも、最低3ヶ月の経過観察が必要となるため、当該生徒の生活の様子や人間関係に注意をはらいながら声かけなどの指導を継続する。

重大事態発生時のシステム

